

新旧対照表
【水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 28 年 4 月 8 日財関第 468 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 不当廉売関税が課される水酸化カリウムの納税申告の方法 令第1条第1項に規定する特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、同項に規定する特定貨物については、関税法基本通達 67-4-17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 一般税率に関する「税率」欄には、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）の別表の税率（関税法第 3 条ただし書の規定により条約に基づく税率の適用がある場合は、当該条約に基づく税率）を記載し、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」又は「協」のいずれか下の枠内に×印を記載する。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>2 不当廉売関税が課される水酸化カリウムの納税申告の方法 令第1条第1項に規定する特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、同項に規定する特定貨物については、関税法基本通達 67-4-17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 一般税率に関する「税率」欄には、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）の別表の税率（関税法第 3 条ただし書の規定により条約に基づく税率の適用がある場合は、当該条約に基づく税率又は関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 2 第 1 項第 3 号の規定の適用がある場合は、同号の税率）を記載し、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」、「協」又は「特」のいずれか下の枠内に×印を記載する。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>